

## 「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針 見直し(案)」パブリックコメントへの回答一覧

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
1	【添付資料の追加】 P.23 資料	【意見・要望】 資料1～7の他に、以下の資料を追加で添付してほしい。 ①対応(行動)した際の成功事例、失敗事例をまとめたもの ②「新潟市いじめ防止市民連絡協議会」「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」の委員名簿 ③参考資料として記載された資料一式	【回答】 ①及び②については、基本方針の内容ではないため、添付しません。③については参考資料であり、基本方針との関連があるため、次回のパブリックコメントの際には参照先を提示するなどして、市民の皆様から確認いただけるよう工夫します。	なし
2	【改定部分の明確化】 全体	【意見・要望】 改定並びに追加された事項を太字にしてほしい。  【理由】 改定・追加された部分がよく分かり、より理解ができるため。	【回答】 改定部分を太字にすることは「強調」との誤解を受ける可能性があるため、行いません。しかし、改定された部分を明確にすることは必要であると考えます。次回のパブリックコメントの際には、新旧対照表や改定のポイントを提示するなどの工夫を検討します。	なし
3	【事後対応】	【意見・要望】 いじめはなくならないと思うので、起きた後の対応をしっかりとやるのが大事。 時間がかかる問題だが、関係者が真剣に考え、手を組んでやるしかない。 市民協働で、いじめの撲滅に向けて頑張りましょう。	【回答】 ご指摘のとおり、いじめが起きた後の迅速・適切な対応が、問題の早期解決につながります。いじめの情報を担任などが抱え込まず、組織でしっかりと対応できるシステムを資料7で示してあります。	なし
4	【教職員のゆとり】	【意見・要望】 現場の先生がゆとりをもっていじめに対応できるよう、改善策を話し合ってもらいたい。  【理由】 現場の先生にゆとりがなく、生徒指導まで気配りができないところに問題があると思うから。	【回答】 教職員にゆとりが必要とご指摘については、いじめ対策との関連だけで解決できるものではありませんが、児童生徒へのきめ細かい対応の在り方は課題の一つであると考えます。いじめ対策の観点からは、未然防止・早期発見・早期対応に努め、事案の長期化・深刻化を防ぐことにより、教職員にもゆとりが生まれ、よりきめ細かく対応できるようになると考えます。	なし
5	【改善に向けた粘り強い取組】	【意見・要望】 改定しても、また新たな問題が起きると思うが、あきらめずに、原因を追求し、改善策を考えていく姿勢を持ち続けることが大事である。 経験を皆で共有し、活かし、いじめのない社会をつくっていきましょう。	【回答】 ご指摘のとおり、学校、地域、保護者など、子どもを見守る大人が連携・協力して、いじめの問題に対応していく中で、新たな問題が生じた時は連携・協力をいっそう強め、全員で知恵を出し合いながらより望ましい解決方法を見い出して、子どもが安心して生活できる環境をつくっていくことが大切だと考えます。	なし
6	【いじめの定義、対応が多すぎる】 P.3 第I章3(1) P.11 第III章	【意見・要望】 「いじめの定義」や「いじめ認知後の対応」が多すぎる。  【理由】 児童生徒がいじめで悩み始めた段階で、児童がどのように行動すべきかの指針を示すことの方が大切であり、「逃げてもいい」「学校に行かなくても学ぶ方法はある」ことを知恵として与えるべきだと考えるから。	【回答】 教職員をはじめ、全員がいじめについて正しく理解するとともに、適切な対応の在り方を理解していることが、いじめ対策の第一歩と考えます。そのため、丁寧に記載しました。	なし
7	【語句の統一】 P.12 第III章1(2)	【修正】 「教員」を「教職員」に修正する。  【理由】 教職員全員で子どもの教育に携わっており、「教職員」と「教員」を分ける必要がないと考えるから。	【回答】 見直し案全体で、原則として「教員」を「教職員」に修正し、必要なところのみ「教員」の表記を残します。  【理由】 いじめ防止については全教職員で組織的に対応することが重要であることから、原則として「教職員」に統一し、特に教員を対象として記載したところのみ、「教員」の表記を残しました。	あり

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
8	【語句の修正】 P.13 第Ⅲ章1(3)	【修正】 「…つなげるようにする」を「…つなぐ」に修正する。  【理由】 組織的な対応が課題になっているため、「つなぐ」と言い切った形の方がより適切だと考えるから。	【回答】 ご指摘のとおり、文章を下のとおり修正します。 「…組織的な対応に迅速につなぐ。」  【理由】 いじめの早期発見に努めるとともに、その問題を迅速・的確に組織で対応することが必要であるため、ご指摘のとおり修正します。	あり
9	【表記の修正】 P.13 第Ⅲ章1(3)	【修正】 「…、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認し、早期に対応すべき事案への取組が遅れることのないようにする。また、…」を「…、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また…」に修正する。  【理由】 前段と後段を入れ替えた方が、学校としてやるのが明確になるから。	【回答】 第Ⅲ章1(3)6項目の一文目を以下のように修正します。 「○ いじめの発見のためのアンケート調査については、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また、…」  【理由】 ご指摘のとおり、前段と後段を入れ替えた方が学校としてやるのが明確となるため、修正することとしました。	あり
10	【体裁の修正】 全体	【修正】 「一字下げ」や無用のスペース、改行等を精査し、必要なもののみにする。  【理由】 不必要な「一字下げ」やスペース、改行等があるから。	【回答】 「一字下げ」や無用のスペース、改行等について精査し、全体の体裁を整えます。	あり
11	【取組の詳細部分の削除】 P.12～15 第Ⅲ章3(1)～(4)	【修正】 大まかな施策の方向性を示し、詳細部分は基本方針と切り離して、リーフレット等で示す。  【理由】 基本方針でありながら、第Ⅲ章(1)～(4)は「施策の例」であるならばまだしも、詳細すぎると感じるから。	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 いじめの防止等に向けて、有効に活用できる内容であることが大切であると考えます。第Ⅲ章に記載の内容は、基本的に全ての学校において行うべき内容ですが、軽重のつけ方等は学校の実態に応じて行うものであると考えています。	なし
12	【語句の統一】 全体 資料2	【修正】 「こども」「児童等」「児童生徒」の表記を統一する。  【理由】 使い分けの意図があれば別だが、統一できるのであれば統一した方がよいと考えるから。	【回答】 原則として「児童生徒」を中心とした表記にし、内容に応じて一部「子ども」「児童等」を残します。  【理由】 いじめ防止対策推進法からの引用部分については、用いられている表記のとおり「児童等」とします。また、保護者を主体と考えるところについては「子ども」とします。	あり
13	【語句の統一】 全体 資料2	【修正】 「教員」と「教職員」の整合をとる。  【理由】 使い分けの意図があれば別だが、統一できるのであれば統一した方がよいと考えるから。	【回答】 7)と同じ。	あり
14	【基本方針と資料の整合】 資料2	【修正】 いじめ対策委員会の構成員に弁護士を加筆する。  【理由】 基本方針の内容との整合を図るため。	【回答】 「資料2 いじめ対策委員会の構成員」に、「弁護士」を加筆します。  【理由】 第Ⅲ章2(2)①に弁護士が記載されているので、整合をとるために加筆します。	あり

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
15	【語句の修正】 P.9 第Ⅱ章3(8)	【修正】 「その件数」を「認知件数」に修正する。 【理由】 「認知件数」の表記の方が適切だから。	【回答】 第Ⅱ章3(8)の文中にある「その件数」を「認知件数」に修正します。(2か所) 【理由】 「その件数」の表現では「いじめの件数」を表すこととなりますが、学校で確認できるのはいじめの「認知件数」であるため、表現を修正します。	あり
16	【語句の加筆】 P.9 第Ⅱ章3(7)	【修正】 「記録」あるいは「記録の共有」を加筆する。 【理由】 文中にあってもよいと思うから。	【回答】 ご指摘の内容を踏まえて、見直し(案)及び資料について、次のように加筆・追加します。 見直し(案):第Ⅲ章2(1)②(P.16)に、「事案に関する記録を残す。」を加筆する。 資料:校内いじめ対応ミーティングの記録用紙を、資料8-1、資料8-2として追加する。 【理由】 ご指摘の「記録(の共有)」については、「報告・連絡・相談」体制の整備及び「校内いじめ対応ミーティング」の開催に伴って当然行われなければならないものです。そのため、記録に関する具体的な内容は第Ⅲ章1(4)に記載してありますが、校内いじめ対応ミーティングの役割としても記載することとします。また、記録内容に洩れ落ちがないよう、用紙の書式も資料として追加します。	あり
17	【文章の加筆】 P.14 第Ⅲ章1(4)	【修正】 一文目に「初期対応が最も重要である。」を加筆する。 【理由】 全体を通して、初期対応や初動の重要性が伝わってこないから。	【回答】 変更せず、原文のままとします。 【理由】 ご指摘のとおり、いじめの早期解決には初期対応が重要です。そこで、第Ⅲ章1(4)の1つ目の○において、組織での情報共有と対応を記載してあります。また、いじめへの対応の流れを資料7に示すことで、初期対応の遅れや手順の誤りを防ぐようにしています。	なし
18	【組織の役割の区別】 P.15~16 第Ⅲ章1(4) 資料2	【修正】 校内いじめ対応ミーティングがいじめ認知後の初期対応を含めた解消までの実働部隊として校内に常設される組織であり、「いじめ対策委員会」が未然防止と重大事態や重大な事案が発生したときに臨時に招集される組織であることを明記する。 【理由】 校内いじめ対応ミーティングといじめ対策委員会の棲み分けが明確でないから。	【回答】 ご指摘の内容を踏まえて、見直し(案)及び資料2について、次のように加筆・修正します。 見直し(案):第Ⅲ章2(2)②の文を、「上記の役割を進めるために、年に数回、定期的を開催することを基本とする。なお、重大事態や…」と修正する。 資料2:いじめ対策委員会の①の、「各学校の」を削除する。(文章を整えるため) いじめ対策委員会の②で、「いじめが生じた場合など」を「重大事態が発生した場合など」に修正する。 【理由】 校内いじめ対応ミーティングといじめ対策委員会の役割等の違いを明確にするために、修正します。	あり
19	【文体の統一】 P.4 第Ⅰ章4(1)	【修正】 文末の「…築きます。」を「…築く。」に修正する。 【理由】 この一文のみ敬体だから。	【回答】 「築きます」を「築くよう努める」に修正します。 【理由】 文体を状態に統一するため。	なし
19	【語句の修正】 P.14 第Ⅲ章1(4)	【修正】 1つ目の○の文を、次のように修正する。 …管理職に速やかに報告が上がるといった校内体制を確実に整える。 【理由】 この一文で「確実に」の表現が連続しているから。	【回答】 ご指摘の内容を踏まえ、文中に2回出てくる「確実に」の表現を1つ削除し、次のように文を修正します。 「その際、いじめを認知した教職員から、例えば学年主任や生徒指導主事・生活指導主任を経て管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。」 【理由】 1つ目の○の1文目より、速やかな組織対応が前提となっているため、2文目に改めて「速やかに」という表現を入れず、「確実に」という表現を1か所削除して文章を整えました。	あり

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
20	【いじめについて考える質問】	<p>【意見・要望】 いじめについて考えてもらう、心に訴えかけるような質問をする。 0 何がいじめで何がいじめではないのか 1 どうしていじめるのか？ 2 いじめる側のメリットとデメリットは何か？ 3 いじめた後、いじめた人の心には何が残るのか？達成感？満足感？それとも罪悪感？ 4 いじめられた側はどうしていじめられたのか？ 5 いじめられた側のメリットとデメリットは何か？ 6 いじめられた後、その人の心には何が残るのか？劣等感？自虐？憎しみ？絶望？</p> <p>【理由】 様々な質問を投げかけ一人一人が塾考することにより心が刺激され、他人の意見より自分たちで出した答えは容易に理解しやすく、心にも残り続けると思うから。</p>	<p>【回答】 ご指摘のように、いじめについて児童生徒が考える活動は、いじめの防止等に向けて意味のある取組であり、各学校でも様々な形で取り組んでいるところです。質問形式で行うかなど、活動の内容・方法については各学校の実態に応じて行っています。</p>	なし
21	【相談ダイヤルの設置】 P.7 第Ⅱ章3(3)	<p>【修正】 次の文を追加する。 ○ 子どもが相談しやすい「24時間いじめ相談ダイヤル」を設ける。</p> <p>【理由】 いじめを訴えやすい体制とするため。</p>	<p>【回答】 変更せず、原文のままとします。</p> <p>【理由】 新潟市いじめSOS電話は平日の9:00から17:15まで設置しています。新潟県では、24時間対応のいじめ相談電話及びいじめ相談メールを設置しており、新潟市の児童生徒も相談することができる体制が整っています。</p>	なし
22	【教員の多忙化解消】 P.7 第Ⅱ章3(2)	<p>【修正】 次の文を追加する。 ○ 多忙化の要因となっている部活動対策として、専門的な外部の人が対応する。</p> <p>【理由】 教員の資質向上を図るためには、多忙化の解消が必要だから。</p>	<p>【回答】 変更せず、原文のままとします。</p> <p>【理由】 部活動対策に関しては、いじめ対策との関連だけで決定できる内容ではないため、基本方針で記載することは適当でないと考えます。</p>	なし
23	【加害児童生徒への理解】 P.14 第Ⅲ章1(4) 2	<p>【意見・要望】 教師には、加害児童生徒に深い理解をもって対応してほしい。</p> <p>【理由】 加害児童生徒の多くは家庭環境で苦難を抱えていることが多く、教師は彼らがサポートを期待する最も近い大人だから。</p>	<p>【回答】 ご指摘のとおり、いじめの問題は被害児童生徒だけでなく加害児童生徒の問題でもあります。行為にのみ目を向けるのではなく、その背景に目を向け、加害児童生徒の思いに寄り添いながら問題の根幹の解決・改善に努めることを大切にしていきます。</p>	なし
24	【いじめの問題の解決】	<p>【意見・要望】 いじめられたことの影響が、後になって大きく現れることがある。いじめの問題の解決に向けて、苦しくとも切なくともみんなができる限り精一杯問題に真正面から向き合うしかない。</p>	<p>【回答】 ご指摘のとおりであると考えます。いじめで苦しんでいる児童生徒の心に寄り添い、当事者意識をもって問題の解決、解消を図っていきます。</p>	なし

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
25	【アンケートの実施】 P.13 第Ⅲ章1(3)	【意見・要望】 いじめを行ったり、行う可能性がある児童生徒をいち早く発見するために、アンケートを行った方がよい。 ・誰かをいじったことはありますか。 ・そのとき、その友だちは「やめて」というようなことを言っていましたか。 ・友だちにそう言われた後、同じようなことをしましたか。 などの質問をする。  【理由】 いじめは「いじり」から発展する場合があるから。	【回答】 アンケートの実施については、第Ⅲ章1(3)に記載してあります。実施の仕方、アンケートの内容などについては、各学校の実態に応じて行うことが適切であると考えます。	なし
26	【アンケートの保管期間】 P.13 第Ⅲ章3(3)	【修正】 6つ目の○の※を、次のように修正する。 ～確認できるよう、調査用紙は全て、その児童生徒が卒業するまで保管する。  【理由】 2年では短いから。	【回答】 ご指摘の内容及び文部科学省からの関連通知の内容を踏まえて、次のように修正します。 「※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙(原本)は児童生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童生徒の卒業後5年間保存する。」  【理由】 文部科学省の通知により、調査資料の原本の保存及び保存期間についての指針が出されていることから、本市においても、調査用紙の保存期間を変更します。	あり
27	【いじめの防止】 P.12 第Ⅲ章1(2)	【意見・要望】 休み時間や自由時間への注意を払う。  【理由】 いじめは先生の目の届かないところで起こるから。担任でなくても、大人の存在が視界に入るだけでいじめの抑止になるから。	【回答】 第Ⅲ章1(3)に記載のとおり、いじめの発見のためには日常の観察が大切です。休み時間や自由時間といった、教職員の目の届きにくいところでも丁寧な観察を行うよう、学校への指導を行っていきます。	なし
28	【いじめの早期発見】 P.13 第Ⅲ章1(3)	【意見・要望】 子どもたちからの聞き取りをする。  【理由】 いじめを受けたり、みて見ぬふりをしている子どもから、早めに情報をキャッチできれば対応策もたくさん用意できるから。	【回答】 第Ⅲ章1(4)では、いじめを受けた児童生徒からの聞き取りについて記載してあります。これに加えて、いじめを行った児童生徒及び周りの児童生徒からの聞き取りについても記載することにしました。	あり
29	【いじめへの対処】 P.14 第Ⅲ章1(4)	【意見・要望】 加害児童生徒へのフォローをする。  【理由】 加害児童の心の闇を、家庭と連携して救っていかねばならないから。	【回答】 第Ⅳ章4(2)に、重大事態の際の加害児童生徒へのフォローについて記載してあります。各学校において、重大事態の有無にかかわらず、加害児童に対しても心に寄り添った丁寧な対応を行うよう、指導していきます。	なし
30	【CAPワークショップの活用】 P.5 第Ⅰ章4(3) 2つ目の○	【修正】 2つ目の○の文を、以下のとおり修正する。 教職員は、日頃の子どもたち一人一人とのコミュニケーションを確実にし、いじめを見逃さない感覚を磨き、いじめを予防する。「CAPワークショップ」を行い、子どもが自分の人権を守るには、どうしたらよいかを学級全員で学び(友達の人権を奪うことなく主張・行動する。困ったときには、必ず信頼できる大人に相談する。など)共通理解の基で、いじめを予防する。  【理由】 日々の生活の中で、子ども一人ひとりが大切な人権を守るために出来ることを具体的に、共に生活している学級で学び共通理解することで、いじめ予防に繋がる。「CAPプログラム」は、予防という面からも効果の高いものであり、導入することが望まれる。	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 ご指摘のとおり、教職員の子どもとのコミュニケーションやいじめへの感度を磨くことは大切なことです。そのため、いじめの早期発見(防止)のための、児童生徒のきめ細かい見とりについて、第Ⅲ章1(3)に記載してあります。なお、特定の手法を記載することは、基本方針の性質上好ましくないと考えます。	なし

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
31	【大人の役割】 P.5 第I章4(4)	【修正】 3つ目の○として、次の文を追加する。 日々の生活において、大人が模範となる言動を行うことにより、一人一人どの子ども大切にされて生きる権利があることを伝える。  【理由】 この度出された、国の基本方針の「震災いじめ」防止が明記されたことでも分かるように、子どもの言動が周りの大人の影響によるものが大きいことによる。	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 1つ目の○の文に、保護者(大人)は子どもを大切な存在として育むことが大事であるという、ご指摘の内容が含まれていると考えます。「大人が模範となる言動を行う」ことは大切なことであるため、特にこの点については「第三章1(2)いじめの防止」で、いじめの場となりやすい学校において教職員が自身の言動に十分注意を払うことを記載してあります。	なし
32	【いじめへの対処】 P.14 第三章1(4)	【修正】 2つ目の○の※の文に、次の文を加筆する。 その際必ず周辺の児童生徒への聴き取りを行う。  【理由】 当事者の聴き取りを丁寧に行うことはもちろん重要であるが、利害関係のない、あるいは利害関係の薄い児童生徒など、周辺の児童生徒への聴き取りを行い、できるだけ客観的に第三者の目で、いじめを確認することが重要である。	【回答】 ご指摘の内容を踏まえて、次の文を加筆します。 「○ 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた児童生徒に加えていじめを行った児童生徒への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の児童生徒にも聴き取りを行う。」  【理由】 いじめの解決には事実関係の把握が大切であり、多方面からの情報収集によって正確な把握が可能となるため、上記のとおり修正します。	あり
33	【加害児童生徒への対処】 P.21 第四章4(2)	【修正】 6行目～8行目の2文を、次の1文に修正する。 当該児童生徒への指導においては、問題児との捉え方ではなく、問題を抱えていると捉え、問題行動を起こす要因(抱えている問題、親子関係など)の理解を深め、心情に寄り添いながら、指導する。自分自身が「大切な人」であることと同時に友人も「大切な人」であることを理解することにより、本人の反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。  【理由】 子ども自身が、人権を侵害されている状況である時は、自分より弱い友達へ、不平不満を向け、いじめの基となってしまふ。まずは、一人一人どの子どももが、「自分は大切なんだ」の思いを持って、日々生活できているか、「あなたは、大切なかけがえのない人なんだ」のメッセージを子供に対して伝えているかの確認を、保護者・教員が行うことが大前提である。	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 表現は違っているものの、ご指摘の点についての意味合いは原文に盛り込まれていると考えています。	なし
34	【防止等に向けた方針】 P.4 第I章4(1)	【修正】 次の文に修正する。 子どもは「いじめ予防」の教えを進んで受けて、「いじめとはどういうことか」=「友だちの大切な人権を奪うこと」、「友達の権利を奪わないで自分の権利を守る方法を身に付ける」ということを学び、いじめにあわないためにはどうすれば良いかに対処する力を身に付け、自らいじめにあわないように良く考えて行動し、いじめにあった場合には、自分一人で抱え込まないで、身近な信頼できる人(=親、先生など)に相談します。また、いじめはよくない事であることをしっかりと理解し、友達と共に支え合います。  【理由】 子どもに対して具体的に「いじめを受けないようにするために子ども自身がどのように対処すればよいか」を教えていないから。	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 ここでは、いじめの防止や対処に係る具体的な記載ではなく、そもそもいじめのない、良好な人間関係を築くためにどうあるべきかという視点で、子どもの目指す姿を記載しています。ご指摘の内容については、第二章3(1)及び第三章1(2)、(3)に関連する内容を記載してあります。	なし

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
35	【防止等に向けた方針】 P.4 第I章4(2)	【修正】 次の文に修正する。 市は「全ての子どもに向けて、いじめ予防対策教育を受けさせると同時に、教師に対してもいじめ予防の効果的な対応能力を身に付ける追加の講習を行うようなシステム作りをし、これらを実行する予算措置を講じていじめ予防に効果のある施策を実施します。」  【理由】 子どもに対する「いじめ予防教育」と、教師に対するいじめの対応能力を身に付けさせるための動き(教育)が十分でないから。また、取組には予算の確保が必要だから。	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 市としての具体的な取組については、第II章に記載してあります。子ども、教職員それぞれに対するいじめ予防に向けた取組についても記載してあるとともに、取組を進めるための予算も確保しています。	なし
36	【防止等に向けた方針】 P.5 第I章4(3)	【修正】 次の文に修正する。 学校は「教師に対しいじめ予防教育を受講させ対応能力の向上を図ると共に、全ての子どもに対していじめ予防教育を積極的に実施します。」  【理由】 教師に対して「いじめ予防対応等子どもへの対応のテクニック」を身に付けさせる追加講習を実施し、子どもに対しては「いじめを受けないようにするために子ども自身がどのように対処すればよいか」を教える必要があるから。	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 いじめの未然防止・早期発見・対処のための取組は、学校の実態に応じて適切に行うことが望ましいと考えます。また、本基本方針に記載してある取組等は、いじめ予防にも十分通じるものだと考えています。	なし
37	【防止等に向けた方針】 P.5 第I章4(4)	【修正】 次の文に修正する。 保護者は「子どもが受けるいじめ予防教育を自らも積極的に受講し、子どもと同じ知識を共有し、いじめの兆しを見落とさないように努め、いじめを受けないように見守っていきます。」  【理由】 子どもだけでなく、教師や保護者にも同じ考え方を学んでもらい、学校と家庭で考え方を共有して一貫した考え方で子供のいじめ予防に取り組むことが大切だから。	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 いじめを受けないための見守りは大切なことです。それを含め、子どもがいじめを受けず(せず)、健やかに成長するために最も強く保護者に求められることは、愛情をもって子どもを育むということだと考えます。なお、保護者に「いじめ予防教育」の積極的な受講を求めるといったことまでを基本方針で述べることは適当でないと考えます。	なし
38	【防止等に向けた方針】 P.5 第I章4(5)	【修正】 次の文に修正する。 市民は「いじめ予防教育を進んで受けると共に、身の回りでいじめの兆候がみられた場合には素早く通報するなどして早期に対応する地域見守り環境を高めるように努めます。」  【理由】 (記載なし)	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 基本方針において、市民に対していじめ予防教育を進んで受けることを求めることを基本方針として記載することは、適当でないと考えます。「いじめ予防」の視点は重要ですので、原文において、いじめのない社会の実現や、いじめの防止等に向けた市民としての構えを記載してあります。	なし
39	【いじめ予防教育の実施】 P.6 第II章3(1)	【修正】 1文目を次のように修正する。 「自律性と社会性を育む指導」の推進に具体的に「いじめ予防を取り入れた教育」をいじめの脅威にさらされている子どもに実施し、子ども自身がいじめに正面から立ち向かい、「自分は大切な存在なんだ」という事を自覚させ、「他人の権利を奪わないで自分の権利を守る」という考え方を定着させることを目指す。  【理由】 (記載なし)	【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 ご指摘のとおり、子どもが自分自身を大切な存在だと認めることや、他者の存在やよさを認めることができることは、いじめの未然防止の観点から重要なことであると考えます。そこで、そのための取組について、第II章3(1)に記載してあります。	なし

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
40	【いじめ予防教育の実施】 P.7 第Ⅱ章3(2)	【意見・要望】 教員の資質の向上にも「抽象的な考え方」を書くのではなく、明確に「いじめ予防の追加講習を実施し、いじめ防止対応能力の向上を図る」というような「具体的な施策」を入れるべきであると思う。 これらの教育を実施するためには予算措置が欠かせないので、予算もしっかり確保するような決意の文面が必要であると思う。	【回答】 いじめの未然防止や早期発見・対処に向けた取組について示しており、この内容そのものがいじめ予防に直接的・間接的につながるものです。また、この取組を行うための予算も確保してあります。	なし
41	【いじめ予防教育の実施】 P.11 第Ⅲ章 前文	【意見・要望】 「子どもに対するいじめ予防教育」を積極的に授業として採り入れることを明確にすべきであると思う。	【回答】 基本は、学校の教育活動全般を通して児童生徒がお互いに良好な人間関係を構築することであり、その核となるのは日々の授業を通じた良好な人間関係づくりであると考えます。いじめ予防に関する取組を授業で行うかどうかは、その内容とともに各学校が自校の実態に合わせて判断することが望ましいと考えます。	なし
42	【いじめ予防教育の実施】 P.11 第Ⅲ章1(1)	【意見・要望】 「教職員の姿勢」等という「このような気持ちを持ちなさい」というような「何をすればよい」か良く分からない抽象的な施策ではなくて、具体的に教職員に対しては「いじめ予防に対応する能力を向上させる追加講習を実施する」ことを明確にすべきであると思います。	【回答】 第Ⅲ章1(1)に記載の内容は、教職員がいじめの防止等に取り組むための基本的な構えを示しており、その下で具体的な取組を進めていくことが基本であると考えます。具体的な取組内容については、第Ⅱ章3(2)に記載してあります。	なし
43	【いじめ予防教育の実施】 P.4 第Ⅰ章4(2)	【修正】 2つ目の○の文を、次のように修正する。 学校、保護者、地域、関係機関等の連携を強化し、日ごろから社会全体でいじめの予防を行う。その実現のために、人権教育プログラムを各学校に取り入れる。 【理由】 いじめが起きてからの先生方の労働力のコストを考えると予防教育に払うコストの方がはるかに安く、子どもの解決力を育む。日々の生活の中で、子ども一人ひとりが大切な人権を持つことを理解し、子どもが権利を奪われそうな時に自分の人権を守るために出来ることを具体的に、共に生活している学級で学び共通理解することで、いじめ予防に繋がる。人権教育プログラムは、予防という面からも効果の高いものであり、導入することが望まれる。	【回答】 変更せず、原文のままとします。 【理由】 ここでは、いじめの防止等に向けた市としての方針を記載しており、具体的な取組をここに記載することは適当でないと考えます。具体的な取組は第Ⅱ章及び第Ⅲ章に記載しており、教職員及び子どもの人権感覚・人権意識を高める取組についても記載してあります。	なし
44	【いじめ予防教育の実施】 P.5 第Ⅰ章4(3)	【修正】 2つ目の○の文を、次のように修正する。 教職員は、日頃の子どもたち一人一人とのコミュニケーションを確実にし、いじめを見逃さない感覚を磨き、いじめを予防する。人権教育プログラムを行い、子どもが自分の人権を守るには、どうしたらよいかを学級全員で学び(友達の人権を奪うことなく主張・行動する。困った時には、必ず信頼できる大人に相談する。など)共通理解の基で、いじめを予防する。 【理由】 いじめが起きてからの先生方の労働力のコストを考えると予防教育に払うコストの方がはるかに安く、子どもの解決力を育む。日々の生活の中で、子ども一人ひとりが大切な人権を持つことを理解し、子どもが権利を奪われそうな時に自分の人権を守るために出来ることを具体的に、共に生活している学級で学び共通理解することで、いじめ予防に繋がる。人権教育プログラムは、予防という面からも効果の高いものであり、導入することが望まれる。	【回答】 変更せず、原文のままとします。 【理由】 ここでは、いじめの防止等に向けた学校としての方針を記載しており、具体的な取組をここに記載することは適当でないと考えます。具体的な取組は第Ⅱ章を受けて、第Ⅲ章に記載してあります。そこで、教職員及び子どもの人権感覚・人権意識を高める取組についても記載してあります。	なし



No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
45	【カウンセラーとの連携】 概要版 P.1 第I章4(1)	【修正】 「地域の連携を強化し、…」を「地域のカウンセリング実施機関またはカウンセラーとの連携を早期に図り、…」に修正する。  【理由】 「地域の」では漠然としている点と、協力の得難さがある。また、いじめられている子ども・いじめている意識のないまいいじめられている子どもへの真のセラピーになるには、高度の専門的な対応力がなければならない。従って、連携のあり方を具体的に、市としては強調する必要がある。	概要版はパブリックコメントの対象ではありませんが、見直し案に照らして回答します。  【回答】 変更せず、原文のままとします。  【理由】 ここでは、市としての方針を記載しており、具体的な取組については、第II章及び第III章で記載してあります。ご指摘のとおり、カウンセラーの活用や連携はいじめの対処に有効であり、第II章及び第III章にも記載のとおり事案の状況に応じて有効に活用すべきと考えています。	なし
46	【カウンセラーとの連携】 概要版 P.1 第I章4(2)	【修正】 「…、必要に応じて外部機関との連携を進める。」を「…、初期の段階で積極的に、地域のカウンセリング実施機関またはカウンセラーとの連携に務めなければならない。」に修正する。  【理由】 大多数の教師にはいじめの対応は難しく、知識の講義は受けているが、対応できるように身になっていない。子どもの命が救われていくためには、こじれて他に危害を及ぼしたり、また不登校や自殺にまで至らさないことを、先ず考える必要がある。	概要版はパブリックコメントの対象ではありませんが、見直し案に照らして回答します。  【回答】 45に同じ。	なし
47	【カウンセラーとの連携】 概要版 P.1 第I章4(3)	【修正】 次の文に修正する。 子どもの心情の理解のために、積極的に地域のカウンセリング実施機関を活用し、カウンセリングを受け、子どもへの対応ができるように努める。  【理由】 保護者は学校外の相談機関を学校に気遣いなく、訪ねて助言を受けられるようにすることが必要。	概要版はパブリックコメントの対象ではありませんが、見直し案に照らして回答します。  【回答】 45に同じ。	なし
48	【カウンセラーとの連携】 概要版 P.1 第I章4(3)	【意見・要望】 教師の資質の向上をどのように捉えているのか、が根本問題だとみて、現状に強く危惧を抱いている。根本問題は、子どもを育てるような教師になっていけるような研修に換えていかなければならない。ひとえに教師への教育・資質にかけられていて、そこそそが対策の中心として、進めていただきたいと切に願っている。	【回答】 教職員の資質の向上が重要であることはご指摘のとおりです。研修が一人一人の教職員の資質の向上に資するよう、また、より実効的なものとなるよう、改善・工夫を図っていきたくと考えています。	なし
49	【いじめの対応】	【意見・要望】 学校はいじめがあった場合、保護者にその事実を説明する。とありましたが、説明するだけでなく、再発防止の為に、いじめられた側の保護者といじめた側の保護者と3者で話し合いをし、今後どのように取り組んでいくのかを一緒に考えるべきではないかと思います。	【回答】 事案の状況によっては、ご指摘の方法をとることが必要となることも考えられます。各学校が、事案に応じて望ましい形で解決を図ることができるよう、教育委員会も適切に指導・支援していきます。	なし
50	【いじめの記録】	【意見・要望】 小学校1年生から、どのような学校生活を送っているのか(問題行動)を長期的に記入しつづける書類をつくり、問題行動が生じた際、担任が内容を記入する(いじめた側も、いじめられた側も)。それを、高校3年生まで、継続してもらいたい。子どもの作文、保護者からの手紙、連絡帳のコピーがあれば、添付する。	【回答】 問題行動に限らず、児童生徒一人一人の記録をとり、確実に引き継ぐことは大切なことです。現在も、各学校の実情に応じた形で行っていますが、記録や保管、引き継ぎ等が確実に行われるよう、教育委員会も適切に指導・助言していきます。	なし

No	【意見の主旨】 関係するページ等 (パブコメ案)	いただいた修正案・ご意見等	新潟市教育委員会の考え方	修正
51	【語句の統一】 全体	【修正】 文中に「ていねい」と「丁寧」が混在しているので、どちらか一方に統一する。  【理由】 使い分けの必要がないから。	【回答】 ご指摘を生かして、語句を「丁寧」に修正します。	あり
52	【表現の修正】 P.4 第I章3(1)	【修正】 6行目の表現を、「実はいじめとして捉えるべき…」から「いじめとして捉えなければならぬ…」に修正する。  【理由】 いじめとして捉えなければならぬことを明確にした方がよいから。	【回答】 ご指摘を生かして、文章表現を下のとおり修正します。 「…、いじめとして捉えなければならぬものがあることに注意が必要である。」  【理由】 ご指摘の形に改めることで、いじめと捉えなければならぬことが明確になるため、修正します。	あり
53	【表現の修正】 P.10 第I章3(10)	【修正】 ※を○として表記し、教育委員会として行う形の表現に修正する。  【理由】 ※と○を区別する必要がないから。また、そうした場合に、他の文の表現と整合をとった方がよいから。	【回答】 ご指摘を踏まえ、文章表現を下のとおり修正します。 「○ 表面上…指導、見守りを継続的に行うよう、各学校に指導する。」  【理由】 ○として記述した方が適当であり、それに伴って教育委員会として行うことを示す文末表現にした方が適当であるため、修正します。	あり